様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月14日

□中

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	高岡市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.takaoka.toyama.jp/joho/dokujiriyo.html

執行機関名　高岡市長

知事等(教育委員会)が行う保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(保育所又は幼保連携型認定こども園)
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表1　第7の項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)　第1条	高岡市幼児教育・保育施設等副食費軽減事業費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条　この要綱は、高岡市に居住する幼児教育・保育施設を利用する者の教育・保育等(保育にあっては保育必要量の範囲内のもの)における食事の提供に要する費用のうち、副食の提供に要する費用(以下「副食費」という。)として保護者が支払うべき費用を軽減することで子どもの健やかな成長を支援することを目的とし、高岡市補助金等交付規則(平成17年高岡市規則第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		高岡市幼児教育・保育施設等副食費軽減事業費補助金交付要綱第1条